

平成七年人事院規則九一九九

人事院規則九一九九（給与法別表第一イの備考（二）等の規定の適用を受ける職員）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、給与法別表第一イの備考（二）等の規定の適用を受ける職員に関し次の人事院規則を制定する。

給与法別表第一イの備考（二）、別表第二の備考（二）、別表第三の備考（二）並びに別表第四イの備考（二）及びロの備考（二）の人事院規則で定める職員は、規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）第十二条第一項の規定に基づき、同規則別表第二に定める初任給基準表の試験欄の「総合職（大卒）」の区分を適用してその受ける号俸を決定された職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成七年四月一日から適用する。

附 則 （平成二年五月二九日人事院規則九一八―六九）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則 （平成三年二月二八日人事院規則九一八―七四）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一月二六日人事院規則九一九九―一）

この規則は、公布の日から施行する。